

改正の概要

山口市低入札価格調査実施要領（No.33）

1 要領名の変更に伴うもの

「山口市が発注する建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続きに関する取扱（試行）要領」の要領名の変更に伴い、条文中の要領名を変更するもの。

2 従来健康保険証廃止に伴うもの

配置予定技術者の直接かつ恒常的な雇用関係を証明する書類のうち、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、従来健康保険証が廃止されたため、証明書類を変更するもの。

3 施行期日

令和8年4月1日

○山口市低入札価格調査実施要領 (No. 33)

新旧対照表	
新	旧
<p>(調査基準価格算定調書の作成)</p> <p>第4条の2 工事担当課長は、入札日までに第3条及び第4条に定める方法により調査基準価格算定調書(様式第1号又は様式第1-1号)を作成のうえ、封書にし、開札の際これを開札会場に置くものとする。</p> <p>2 積算内容に誤りがあるときは、山口市が発注する建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱 <u> </u> 要領第10条第2号の規定により、調査基準価格、判断基準額及び数値的判断基準を修正する。</p> <p>省略</p> <p>別記 記載要領等 1~7 省略</p> <p>8 様式第11-1号、第11-2号及び第11-3号 「品質確保の計画」</p> <p>(1) 様式第11-1号 (技術者等の配置計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 記載方法 <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事に配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載すること。 ○ 添付資料 <ul style="list-style-type: none"> ・記載した技術者等が自社社員であること <u>が確認できるもの</u> <u>(健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</u> 	<p>(調査基準価格算定調書の作成)</p> <p>第4条の2 工事担当課長は、入札日までに第3条及び第4条に定める方法により調査基準価格算定調書(様式第1号又は様式第1-1号)を作成のうえ、封書にし、開札の際これを開札会場に置くものとする。</p> <p>2 積算内容に誤りがあるときは、山口市が発注する建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱 <u>(試行)</u> 要領第10条第2号の規定により、調査基準価格、判断基準額及び数値的判断基準を修正する。</p> <p>省略</p> <p>別記 記載要領等 1~7 省略</p> <p>8 様式第11-1号、第11-2号及び第11-3号 「品質確保の計画」</p> <p>(1) 様式第11-1号 (技術者等の配置計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 記載方法 <ul style="list-style-type: none"> ・当該工事に配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載すること。 ○ 添付資料 <ul style="list-style-type: none"> ・記載した技術者等が自社社員であること <u>を証明する健康保</u> <u>険証等</u>

<p><u>等</u>の写しを添付すること。<u>なお、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等の写しを添付する場合には、「本人氏名」、「生年月日」、「事業所の所在地・名称」、「資格取得年月日等のわかる部分」、「書類の発行（交付）年月日」以外の項目はマスキングを施すこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付すること。（監理技術者資格者証を有している場合には、監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写しを添付） <p>省略</p>	<p>_____の写しを添付すること。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付すること。（監理技術者資格者証を有している場合には、監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写しを添付） <p>省略</p>
--	---

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。